

市町村合併を踏まえた指定管理者制度への移行について(案)

平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって「指定管理者制度」が導入されました。これにより、現在、管理委託を行っている公の施設については、同法施行後3年以内(平成18年9月1日まで)に「指定管理者制度」へ移行するか、直営へ移行しなければなりません。

このため、当地区においては、新市における「指定管理者制度」への円滑な移行を図るため、平成18年1月1日の合併期日を踏まえるとともに、制度の趣旨や、合併関係市町村の公の施設に係る管理運営の経緯等をかんがみ、次の基本的な考え方、スケジュール等により進めることとします。

1 基本的な考え方

- (1) 現在、管理委託を行っている公の施設については、原則として、平成18年4月1日からの指定管理者制度への移行を目指すこととします。
- (2) 現在、合併関係市町村において直営で管理している公の施設については、原則として、そのまま新市に引き継ぐこととし、新市において指定管理者制度へ移行するか、直営を継続するかの検討を行っていくこととします。
- (3) 現在、既に合併関係市町村において指定管理者の指定が行われている公の施設については、原則として、合併時はそのまま新市に引き継ぐこととします。
- (4) 特別の事情により、平成18年4月1日からの移行が困難な場合は、平成18年9月1日までの移行に向け準備を進めることとします。

2 指定管理者制度への移行に係るスケジュール等

指定管理者制度への移行に係る基本的な考え方のもと、次のスケジュール等により平成18年4月1日からの指定管理者制度への円滑な移行を進めることとします。

平成17年1月～2月	・合併関係市町村の公の施設の現況調査及び整理
平成17年3月～4月	・個々の公の施設について、方針を決定
	↓
	・公の施設設置条例(案)の整備
平成17年9月～10月	・公の施設設置条例(案)の確定
平成18年1月	・公の施設設置条例の専決処分
平成18年2月～3月	・専決処分の報告・承認
	・指定管理者の選定
	・指定管理者の指定に係る議決
	・協定の締結
平成18年4月1日～	・指定管理者による管理運営

指定管理者制度の概要

【指定管理者制度とは】

「指定管理者制度」は、平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度です。

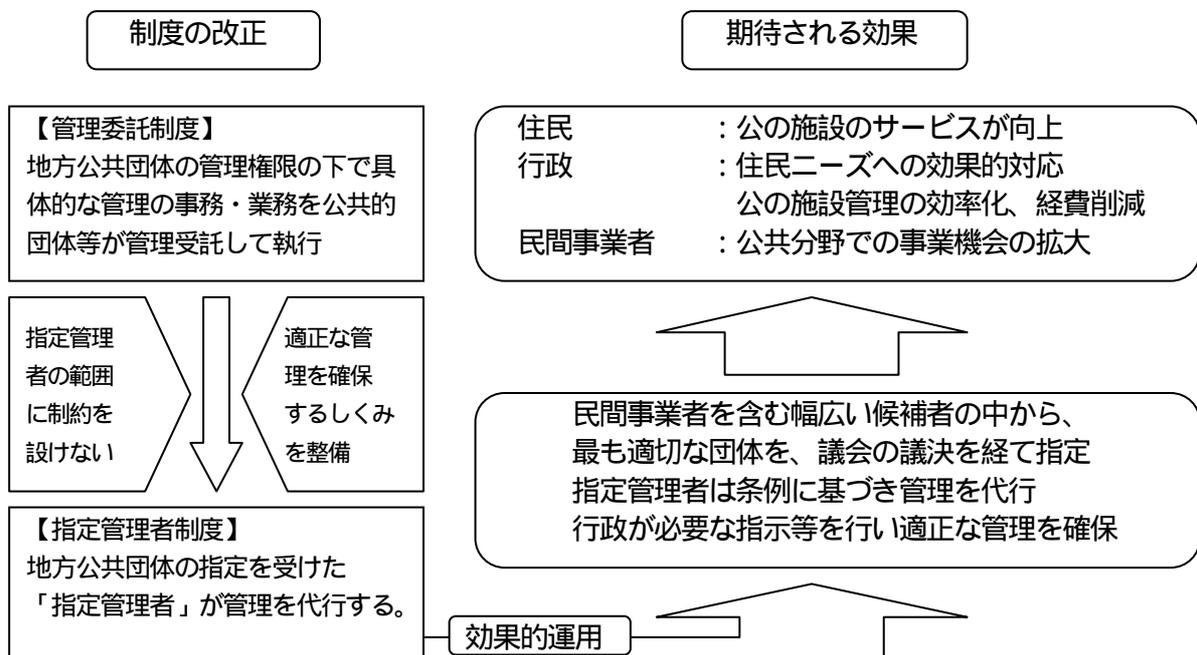
これまでの管理委託制度のもとでは、地方自治体が公の施設の管理を委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体（市町村や土地改良区など）、公共の団体（生協、農協、自治会など）及び自治体が出資する第三セクターなどに限定されていました。

また、管理受託者は、委託契約に基づき具体的な管理の事務や業務を執行することができますが、管理の権限と責任は引き続き設置者である地方公共団体が有するものであり、施設の使用許可など処分に該当する業務は委託できないこととされていました。

一方、指定管理者制度のもとでは、地方自治体が指定した「指定管理者」に、使用許可を含む施設の管理を行わせることができます（ただし、使用料の強制徴収や不服申立てに対する決定など、法令上、地方公共団体の長に専属的に付与された行政処分は行えません。）。

従前の管理委託制度とは異なり、地方公共団体は管理権限の行使自体を自ら行いませんが、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取消等を行うことができる制度です。

また、指定管理者の範囲については法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPOなどを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことも可能となります。



制度の改正

期待される効果

【管理委託制度】
地方公共団体の管理権限の下で具体的な管理の事務・業務を公共的団体等が管理受託して執行

指定管理者の範囲に制約を設けない

適正な管理を確保するしくみを整備

【指定管理者制度】
地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行する。

住民 : 公の施設のサービスが向上
行政 : 住民ニーズへの効果的対応
民間事業者 : 公の施設管理の効率化、経費削減
民間事業者 : 公共分野での事業機会の拡大

民間事業者を含む幅広い候補者の中から、最も適切な団体を、議会の議決を経て指定指定管理者は条例に基づき管理を代行行政が必要な指示等を行い適正な管理を確保

効果的運用

【指定管理者制度の仕組み】

- ◇ このように、指定管理者制度では、管理主体の範囲について法律上特段の制約はなく、行政処分に当たる使用許可も含めて指定管理者が管理を代行することができますが、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的とする公の施設として、その適正な管理を確保するために、次のようなしくみが法律上整備されています。

公の施設の適正な管理を確保するためのしくみ

平等利用の確保	指定管理者には、住民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が法律上直接義務づけられています。
条例の制定	指定の手続き、指定管理者に行わせる業務の具体的範囲、管理の基準はあらかじめ条例で定め、指定管理者はこの基準に沿って管理を行います。
指定の議決	条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定します。
事業報告書	指定管理者は、毎年度終了後、地方公共団体に事業報告書を提出し、地方公共団体は、指定管理者による管理の状況をチェックします。
指定の取消等	地方公共団体は、指定管理者に対し、適正な管理を行うために必要な調査や指示などを行い、指示に従わない場合には、指定の取消や業務の停止を命じることができます。
権限の範囲	指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能ですが、使用料の強制徴収や不服申立の決定などの行政処分権限を代行することはできません。

なお、公の施設の管理については、従来の管理委託制度は廃止し、指定管理者制度に一本化されることから、管理委託制度を採用している公の施設については、改正法の施行後3年間の経過措置期間内に、指定管理者制度に移行することが必要となります。

新しい指定管理者制度と、従来の管理委託制度との関係

制度の一本化	従来の管理委託制度は指定管理者制度に一本化され、地方公共団体が直接管理する場合を除くほか、指定管理者により管理を代行する方法だけが可能となります。
経過措置	従来の管理委託制度に基づき、現に管理を委託している公の施設については、改正法の施行後3年以内に、指定管理者制度に移行することが必要です。
業務委託	施設の維持補修等のメンテナンス、警備、清掃などの業務の委託は、指定管理者制度とは別個のものであり、従来どおり民間との委託契約により、委託が可能です。